日 調 連 発 第 ８ ６ 号
平 成 ２ ７ 年 ７ 月 ６ 日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

個人情報の保護に関する法律の遵守等に係る取組の推進について（依頼）

この度、法務省大臣官房秘書課長から、別添のとおり、個人情報の保護に関する法律の遵守等に係る取組の推進について依頼がありましたので、貴会所属会員へ周知していただきますようお願いします。

法務省秘個第３２号
平成２７年６月２４日

日本土地家屋調査士会連合会
個人情報監督責任者　殿

法務省大臣官房秘書課長　神村　昌通

個人情報の保護に関する法律の遵守等に係る取組の推進について（依頼）

今般，日本年金機構において，不正アクセスにより大量の個人情報が漏えいする事案が発生したところ，漏えいした個人情報が流通することに対する国民の不安が改めて高まっています。

法務省においては，法務省所管事業分野における事業者（以下「法務省関係事業者」という。）が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため，当該分野の実情や特性等を踏まえ，法務省関係事業者が講じる措置が適切かつ有効に実施されるように具体的な指針として「法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成２７年法務省告示第１７８号）を定めておりますが，貴事業者におかれましては，本ガイドラインに沿った個人情報の適正な取扱いを徹底するよう，改めてお願いいたします。

また，同ガイドライン第５の１のとおり，第三者から個人情報を取得する際に，当該個人情報の取得方法等を確認した上で，当該個人情報が適法に取得されたことが確認できない場合は，その取得を自粛するなど，慎重に対応することが望ましいとされていますので，その取扱いの励行について十分配意願います。

おって，貴事業者の会員等となっている法務省関係事業者がある場合には，同会員等に対しても，上記趣旨を周知していただきますようお願いいたします。

担当：法務省大臣官房秘書課個人情報保護係
安藤，渡辺，山田
TEL　０３－３５８０－４１１１
内線（２０３４，２０４７）
E-mail　kojin-hogo@moj. go. jp

法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン

（平成２７年法務省告示第１７８号）

目次

第１　目的【法第１条関係】

第２　用語の定義【法第２条関係】

第３　このガイドラインの適用対象者の範囲

第４　個人情報の利用目的に関する義務

１　利用目的の特定【法第15条第１項関係】

２　利用目的の変更【法第15条第２項・法第18条第３項関係】

３　利用目的による制限【法第16条第１項関係】

４　利用目的による制限（事業承継の場合）【法第16条第２項関係】

５　利用目的による制限の例外【法第16条第３項関係】

第５　個人情報の取得に関する義務

１　適正な取得【法第17条関係】

２　取得時の利用目的の通知又は公表【法第18条第１項関係】

３　書面等による直接取得時の利用目的の明示【法第18条第２項関係】

４　利用目的の通知等をしなくてよい場合【法第18条第４項関係】

第６　個人データの管理に関する義務

１　データ内容の正確性の確保【法第19条関係】

２　安全管理措置【法第20条関係】

３　従業者の監督【法第21条関係】

４　委託先の監督【法第22条関係】

第７　個人データの第三者提供に関する義務

１　第三者提供の制限に関する原則【法第23条第１項関係】

２　第三者提供の制限に関する例外【法第23条第１項関係】

３　いわゆる「オプトアウト」【法第23条第２項・第３項関係】

４　「第三者」に該当しないもの【法第23条第４項・第５項関係】

第８　保有個人データの開示等に関する義務

１　保有個人データに関する事項の公表等【法第24条関係】

２　保有個人データの開示【法第25条関係】

３　保有個人データの訂正等【法第26条関係】

４　保有個人データの利用停止等【法第27条関係】

5　理由の説明【法第28条関係】
6　開示等の求めに応じる手続【法第29条関係】
7　手数料【法第30条関係】
第９　苦情処理に関する義務【法第31条関係】
第10　法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応
第11　勧告、命令等についての考え方
第12　ガイドラインの見直しについて

第１　目的【法第１条関係】

このガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第６条及び第８条に基づき、また、法第７条第１項に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年４月閣議決定。平成20年４月及び平成21年９月一部変更。以下「基本方針」という。）を踏まえ、法務省が所管する分野及び法第36条第１項ただし書により法務大臣が主務大臣に指定された特定の分野における事業者等（以下「法務省関係事業者」という。）が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、当該分野の実情や特性等を踏まえ、法務省関係事業者が講じる措置が適切かつ有効に実施されるよう具体的な指針として定めるものである。

法は、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の有用性に配慮しつつ、消費者等、個人の権利利益を保護することを目的としており（法第１条）、当該目的は、このガイドラインにおいても、同様である。

このガイドラインにおいて「～ならない」（「努めなければならない」を除く。）と記載している規定については、法の義務規定の対象である個人情報取扱事業者の法的義務であるため、個人情報取扱事業者である法務省関係事業者が従わない場合には、法務大臣により、法違反と判断される可能性がある。一方、個人情報取扱事業者でない法務省関係事業者がこれに従わない場合には、法違反と判断されることはない。

また、このガイドラインにおいて「望ましい」と記載している規定については、法務省関係事業者がそれに従わない場合、個人情報取扱事業者であるか否かを問わず、法違反と判断されることはない。

なお、法違反と判断されることはない場合にも、法の基本理念（法第３条）も踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれるものである（「第３　このガイドラインの適用対象者の範囲」の規定も参照）。

なお、このガイドラインにおいて記載した具体例については、これに限定する趣旨で記載したものではない。また、記載した具体例においても、個別ケースによって別途考慮すべき要素があり得るので注意を要する。

第２　用語の定義【法第２条関係】

１　個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。

「個人に関する情報」とは、氏名、性別、生年月日、住所、年齢、職業、続柄等の事実に関する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関する判断や評価を表すすべての情報を指し、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれる。これら「個人に関する情報」が、氏名等と相まって「特定の個人を識別することができる」ことになれば、それが「個人情報」となる。

なお、生存しない個人に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報に当たる場合には、当該生存する個人に関する情報となる。

また、企業名等、法人その他の団体に関する情報は、基本的に「個人情報」には該当しないが、役員の氏名などの個人に関する情報が含まれる場合には、その部分については、「個人情報」に該当する。

さらに、「個人」には外国人も当然に含まれる。

2　個人情報データベース等

「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、個人情報を含む情報の集合物又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙面で処理した個人情報を一定の規則（例えば、五十音順等）に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものをいう。

3　個人データ

「個人データ」とは、「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう。

（例）

- 個人情報データベース等から記録媒体へダウンロードされた個人情報
- 個人情報データベース等から紙面に出力された帳票等に印字された個人情報

4　個人情報取扱事業者

「個人情報取扱事業者」とは、次に掲げる者を除いた、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。）

④ 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。）

⑤ その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ない者

（その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去６か月以内のいずれの日においても5,000を超えない者とする（個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「施行令」という。）第２条）。5,000を超えるか否かは、法務省関係事業者が管理するすべての個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の総和により判断する。ただし、同一個人の重複分は除くものとする。）

ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ、社会通念上事業と認められるものをいい、営利事業のみを対象とするものではない。

また、「個人情報データベース等」が次の要件のすべてに該当する場合には、それを構成する個人情報によって識別される特定の個人の数は、5,000の数に数えない。

① 個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成によるものであること。

② 氏名、住所・居所、電話番号のみが掲載された個人情報データベース等（例えば、電話帳やカーナビゲーション）であること又は不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行され、かつ、不特定かつ多数の者により随時に購入することができる、又はできた個人情報データベース等（例えば、自治体職員録や弁護士会名簿）であること。

③ 法務省関係事業者自らが、その個人情報データベース等を事業の用に供するに当たり、新たに個人情報を加えることで特定の個人の数を増やしたり、他の個人情報を付加したりして、個人情報データベース等そのものを編集・加工していないこと。

なお、法人格を有しない団体（任意団体）や一般個人であっても、個人情報取扱事業者に該当し得る。

5　本人

「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

6　保有個人データ

「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、本人又はその代理人から求められる開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のすべてに応じることができる権限を有する個人データをいう。

ただし、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるもののほか、６か月以内に消去（更新することは除く。）することとなるものを除く。

（１）本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

（例）

・　児童虐待や配偶者暴力等に係る被害の援助団体が有する被害者等の情報

（２）違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

（例）

・　不審者情報やクレーマー情報、総会屋情報

・　暴力団等の反社会的勢力情報

（3）国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

（例）

・　要人の行動予定情報、防衛機密情報

（4）犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

（例）

・　警察などから受けた捜査関係事項照会の対象情報

・　犯罪収益との関係が疑われる取引（疑わしい取引）の届出の対象情報

7　公表

第４．２(2)、第５．２及び４の規定（法第18条第１項、第３項及び第４項）にいう「公表」とは、広く一般に内容を発表することをいう。ただし、公表に当たっては、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法による必要がある。

（例）

・　自社ホームページのトップページから１回程度の操作で到達できる場所への掲載

・　事業所の窓口等への書面の掲示・備付け

・　パンフレット等への記載・配布

8　本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）

第8．1(1)及び7の規定（法第24条第１項）にいう「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」とは、ウェブ画面への掲載、パンフレットの配布、本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うこと等、本人が知ろうとすれば、知ることができる状態をいい、常にその時点での正確な内容を本人の知り得る状態に置く必要がある。必ずしもウェブ画面への掲載又は事業所等の窓口等へ掲示すること等が継続的に行われることまでを必要とするものではないが、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法による必要がある。

9　本人が容易に知り得る状態

第７．３及び４の規定（法第23条第２項、第３項、第４項第３号及び第５項）にいう「本人が容易に知り得る状態」とは、事業所の窓口等への書面の掲示・備付けやホームページへの掲載その他の継続的方法により、本人が知ろうと思えば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態をいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法による必要がある。１回限りの「公表」では取組の程度が足りない。

10　本人に通知

「本人に通知」とは、本人に直接内容を知らしめることをいい、本人に内容が認識されるように事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法による必要がある。

（例）

・　口頭（面談、電話等）

・　書面（手交、郵送、Ｅメール、ＦＡＸ等）

・　使者

11　個人データ又は保有個人データの提供

保有個人データの定義規定（法第２条第５項）、第７．１から４までの規定（法第23条第１項、第２項及び第４項）にいう個人データの第三者への「提供」並びに第８．４(2)及び(3)の規定（法第27条第２項及び第３項）にいう保有個人データの第三者への「提供」とは、個人データ又は保有個人データを第三者が利用可能な状態に置くことをいう。個人データ又は保有個人データが、物理的に提供されていない場合であっても、備付けやネットワーク等を利用することにより、個人データ又は保有個人データを第三者が利用（閲覧を含む。）できる状態にあれば（その権限が与えられていれば）、「提供」に当たる。

12　本人の同意

第４．２(3)、３、４及び５の規定（法第16条）並びに第７．１、２及び４の規定（法第23条第１項）にいう「本人の同意」とは、本人が、個人情報取扱事業者の示す方法によって個人情報が取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう（当該本人であることを確認できていることが前提）。

また、同じく「本人の同意を得（る）」とは、本人の承諾の意思表示を当該個人情報取扱事業者が認識することをいい、事業の性質及び個人情報の取扱方法に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法による必要がある。

なお、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。

第３　このガイドラインの適用対象者の範囲

このガイドラインは、個人情報取扱事業者に該当する法務省関係事業者を対象とする。

また、個人情報取扱事業者に該当しない法務省関係事業者についても、法の基本理念（法第３条）を踏まえ、このガイドラインに規定されている事項を遵守することが望ましい。

第４　個人情報の利用目的に関する義務

1　利用目的の特定【法第15条第１項関係】

（1）法務省関係事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り具体的に特定しなければならない。

利用目的の特定に当たっては、法務省関係事業者において個人情報が最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかが本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的であることが望ましい。

（例）

・　単に「事業活動のため」、「お客様サービスの向上のため」といった抽象的な内容では、「できる限り特定」したことにならない。

（２）法務省関係事業者は、法、施行令、基本方針及びこのガイドライン等（以下「このガイドライン等」という。）を踏まえ、自らの個人情報の保護に関する考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等をいう。以下同じ。）を策定・公表している場合には、その中に、消費者等、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、「事業者がその事業内容を勘案して顧客の種類ごとに利用目的を限定して示したり、事業者が本人の選択による利用目的の限定に自主的に取り組んだりするなど、本人にとって利用目的がより明確になるようにする」といった点を考慮した記述をできるだけ盛り込むことが望ましい。

２　利用目的の変更【法第15条第２項・法第18条第３項関係】

（１）法務省関係事業者は、１の規定により特定した利用目的を変更する場合には、変更後の利用目的が変更前の利用目的から見て、社会通念上、本人が想定できる範囲を超えて行ってはならない。

（許容例）

・　「商品カタログを郵送」→「商品カタログをメール送付」

（認められない例）

・　「アンケート集計に利用」→「商品カタログ郵送に利用」

（２）変更された利用目的は、本人に通知し、又は公表しなければならない。

（３）本人が想定できる範囲を超えて利用目的の変更を行う場合には、３の規定（法第16条第１項）により、本人の同意を得なければならない。

３　利用目的による制限【法第16条第１項関係】

法務省関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、１の規定により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用することは、当初特定した利用目的にない場合にも、目的外利用には当たらない。

４　利用目的による制限（事業承継の場合）【法第16条第２項関係】

法務省関係事業者は、合併、分社化、営業譲渡等により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用することは、承継前の利用目的にない場合にも、目的外利用には当たらない。

５　利用目的による制限の例外【法第16条第３項関係】

次に掲げる場合については、３又は４の規定により本人の同意を得ることが求められる場合であっても、本人の同意は不要である。

（１）法令に基づいて、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合

（例）

- 令状に基づく警察や検察などによる捜査への対応（刑事訴訟法第218条等）
- 捜査に必要な取調べや捜査関係事項照会への対応（刑事訴訟法第197条等）
- 令状に基づく警察による触法少年の調査への対応（少年法第６条の５）
- 触法少年の調査に必要な質問や調査関係事項照会等への対応（少年法第６条の４等）
- 証券取引等監視委員会の職員による犯則事件の調査への対応（金融商品取引法第210条、第211条等）
- 裁判執行関係事項照会への対応（刑事訴訟法第507条）
- 裁判所からの公務所等に対する照会への対応（刑事訴訟法第279条、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第24条第３項）
- 裁判所からの文書送付の嘱託や調査の嘱託への対応（民事訴訟法第186条、第226条、家事事件手続法第62条）
- 家庭裁判所調査官による事実の調査への対応（家事事件手続法第58条）
- 犯罪被害財産支給手続関係事項照会への対応（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第28条）
- 疑わしい取引の届出（犯罪による収益の移転防止に関する法律第８条第１項）
- 徴税吏員・税務職員の質問検査への対応（地方税法第72条の７、国税通則法第74条の２から第74条の６）
- 弁護士会照会への対応（弁護士法第23条の２第２項）
- 国勢調査などの基幹統計調査に対する報告や行政機関の長からの協力要請への対応（統計法第13条、第30条）
- 児童虐待に係わる通告（児童虐待の防止等に関する法律第６条第１項）

なお、当該法令に、目的外利用の便益を得る相手方についての根拠のみあって、目的外利用をする義務までは課されていない場合には、法務省関係事業者は、当該法令の趣旨に照らして目的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

（２）人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（例）

- 急病人の血液型や家族の連絡先を医師や看護師に伝える場合
- 大規模災害や事故等の緊急時に、負傷者情報を家族に提供する場合
- 暴力団等の反社会的勢力情報、業務妨害行為を行う悪質者情報を企業間で共有する場合
- 製品に重大な欠陥があるような緊急時に、メーカーから顧客情報を求められ、これに応じる必要がある場合

（３）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に利用目的の達成に必要な範囲を超

えて、個人情報を取り扱う必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（例）

・　地域がん登録事業及び院内がん登録事業において、がんの診療情報等の提供を求められ、これに応じる必要があるとき。

・　感染症の予防のための調査に応じるとき。

・　児童虐待のおそれのある家庭情報を児童相談所、警察、学校、病院等が共有する必要があるとき。

（4）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して法務省関係事業者が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときに、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合

（例）

・　任意の求めに応じて、警察や税務署に対して個人情報を提出する場合

・　一般統計調査に回答する場合

なお、法務省関係事業者は、任意の求めの趣旨に照らして目的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

第５　個人情報の取得に関する義務

1　適正な取得【法第17条関係】

法務省関係事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（違反例）

・　本人をだましてその個人情報を取得すること。

・　第三者提供の制限（第７の規定参照）に違反して提供している業者から事情を知って個人情報を取得すること。

第三者からの提供（法第23条第１項各号に掲げる場合並びに個人情報の取扱いの委託、事業の承継及び共同利用に伴い、個人情報を提供する場合を除く。）により、個人情報（施行令第２条第２号に規定するものから取得した個人情報を除く。）を取得する場合には、提供元の法の遵守状況（例えば、オプトアウト（第７．３の規定（法第23条第２項・第３項）参照）、利用目的、開示手続、問合せ・苦情の受付窓口を公表していることなど）を確認し、個人情報を適切に管理している者を提供元として選定するとともに、実際に個人情報を取得する際には、例えば、取得の経緯を示す契約書等の書面の点検又はこれに代わる合理的な方法により、当該個人情報の取得方法等を確認した上で、当該個人情報が適法に取得されたことが確認できない場合は、偽りその他不正の手段により取得されたものである可能性もあることから、その取得を自粛することを含め、慎重に対応することが望ましい。

2　取得時の利用目的の通知又は公表【法第18条第１項関係】

法務省関係事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合

を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

（例）

・　電話帳や職員録等から個人情報を取得した場合

・　個人情報の第三者提供を受けて、個人情報を取得した場合

・　個人情報の取扱いの委託を受けて、個人情報を取得した場合

3　書面等による直接取得時の利用目的の明示【法第18条第２項関係】

法務省関係事業者は、契約書、懸賞応募はがき、アンケートやユーザー入力画面への打ち込みなど書面等により、直接本人から個人情報を取得する場合は、あらかじめ、 本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する必要はないが、その場合には、２の規定（法第18条第１項）に基づいて、取得後速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

なお、「本人に対し、その利用目的を明示」とは、本人に対し、その利用目的を明確に示すことをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法による必要がある。

（例）

・　往復はがきの往はがきに、社会通念上、本人が認識できる場所及び文字の大きさで利用目的を記載する。

・　面談中、本人に対し、定款等のうち利用目的の記載部分を指摘する。

・　ユーザー入力画面において、送信ボタン等をクリックする前等に利用目的が本人の目にとまる形で配置・記載する。

4　利用目的の通知等をしなくてよい場合【法第18条第４項関係】

次に掲げる場合については、 2、3及び第4．2⑵の規定（法第18条第１項から第３項まで）は適用しない。

（１）利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

（例）

・　暴力団等の反社会的勢力情報、疑わしい取引の届出の対象情報、業務妨害行為を行う悪質者情報の提供者が逆恨みを買うおそれのある場合

（２）利用目的を本人に通知し、又は公表することにより法務省関係事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

（例）

・　新規開発部門が収集した情報の種類が明らかになることにより、企業の健全な競争を害する場合

・　暴力団等の反社会的勢力情報、疑わしい取引の届出の対象情報、業務妨害行為を行う悪質者情報を取得したことが明らかになることにより、情報提供を受けた企業に害が及ぶ場合

（３）国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（例）

・　犯罪捜査への協力のため、被疑者等に関する情報を取得した場合

（４）取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

（例）

・　今後連絡を取り合うために名刺交換をした場合

・　着信において相手方の電話番号が非通知でない場合で、同じ用件で当方から相手方に電話を掛け直す場合

第６　個人データの管理に関する義務

１　データ内容の正確性の確保【法第19条関係】

法務省関係事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

２　安全管理措置【法第20条関係】

法務省関係事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

その際、法務省関係事業者において、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況並びに個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じるものとする。

一般に個人データの安全管理措置は、組織的安全管理措置と技術的安全管理措置に大別される。

（組織的安全管理措置の例）

・　個人データの管理に関する責任者の設置とその権限、責任の明確化等組織体制の整備

・　個人データの保護に関する内部規程の整備

・　個人データ取扱マニュアルの作成

・　個人データの委託先の選定基準の策定、委託契約における安全管理の条項の整備

・　従業者に対する教育・研修等の実施

・　個人データを取り扱っている部屋への入退室管理

・　個人データへのアクセス権限を付与する者の限定

・　個人データへのアクセス状況の監視（アクセス履歴の記録等）

・　個人データの事務所外への持出しの制限（個人データを持ち出す権限を付与する者の限定、持出し手段の限定等）

・　個人データの保管場所の施錠及び鍵の管理

（技術的安全管理措置の例）

・　個人データのアクセス権者へのＩＤ・パスワードの付与

・　個人データを取り扱うシステムのセキュリティレベルの高度化（外部からの不正アクセス防止の機能をもつソフトウェアを組み込むシステムの設定等）

・　外部のネットワークからの個人データを取り扱うシステムの遮断

・　外部のネットワークと接続しているコンピュータへのファイアウォールの設置

・　外部のネットワークにより個人データを送受信する場合のデータの暗号化

特に、事業者の内部又は外部からの不正行為による個人データの漏えい等を防止するための手法として、例えば次のような措置を講じることが望ましい。

（１）責任の所在の明確化のための措置

（例）

・　個人データの安全管理の実施及び運用に関する責任及び権限を有する個人情報保護管理者の設置（例えば、役員などの組織横断的に監督することのできる者を任命する。）

・　事業者内の個人データの取扱いの点検・改善等の監督を行う部署の設置

・　事業者内の個人データの取扱いの点検・改善等の監督を行う合議制の委員会の設置

（２）新たなリスクに対応するための、安全管理措置の評価、見直し及び改善に向けた監査実施体制の整備

（例）

・　個人情報保護対策及び最新の技術動向を踏まえた情報セキュリティ対策に十分な知見を有する者による事業者内の対応の確認（必要に応じ、外部の知見を有する者を活用し確認させることを含む。）

（３）漏えい等に早期に対処するための体制整備

（例）

・　漏えい等が発生した場合又は発生のおそれがある場合の連絡体制の整備

（４）不正な操作を防ぐための、個人データを取り扱う端末に付与する機能の、業務上の必要性に基づく限定

（例）

・　スマートフォン、パソコン等の記録機能を有する機器の接続の制限及び機器の更新への対応

（５）入館（室）者による不正行為の防止のための、業務実施場所及び情報システム等の設置場所の入退館（室）管理の実施

（例）

・　入退館（室）の記録の保存

（６）盗難等の防止のための措置

（例）

・　カメラによる撮影や作業への立会い等による記録又はモニタリングの実施

・　記録機能を持つ媒体の持込み・持出し禁止又は検査の実施

（7）情報システムからの漏えい等を防止するための技術的安全管理措置

（例）

・　個人データへのアクセスにおける識別と認証
・　個人データへのアクセス制御
・　個人データへのアクセス制限の管理
・　個人データへのアクセスや操作の記録及び不正が疑われる異常な記録の存否の定期的な確認
・　情報システムへの外部からのアクセス状況の監視及び当該監視システムの動作の定期的な確認
・　ソフトウェアに関する脆弱性対策（セキュリティパッチの適用、当該情報システム固有の脆弱性の発見及びその修正等）

なお、不特定多数者が書店で随時に購入可能な名簿で、事業者において全く加工をしていないものについては、個人の権利利益を侵害するおそれは低いと考えられることから、それを処分するために文書細断機等による処理を行わずに廃棄し、又は廃品回収に出したとしても、事業者の安全管理措置の義務違反にはならない。

3　従業者の監督【法第21条関係】

法務省関係事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

その際、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、個人データを取り扱う従業者に対する教育及び研修等の内容及び頻度を充実させるなど、必要かつ適切な措置を講じる必要がある。

4　委託先の監督【法第22条関係】

（1）法務省関係事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者（以下「委託先」という。）に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

その際、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模及び性質並びに個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じるものとする。

（2）法務省関係事業者は、委託先の選定に当たっては、委託先の安全管理措置が、少なくとも法第20条で求められるものと同等であることを確認するため、第6.2で例示した安全管理措置の項目等が、委託する業務内容に応じて、確実に実施されることについて、委託先の体制、規程等の確認に加え、必要に応じて個人データを取り扱う場所に赴く又はこれに代わる合理的な方法による確認を行った上で、個人情報保護管理者等が、適切に評価することが望ましい。

（3）法務省関係事業者は、委託契約等において次に示す事項について定めることが望ましい。

ア　委託先の個人データの取扱いに関する事項

（例）

・　委託先において個人データを取り扱う者（委託先で作業する委託先の作業者以外の者を含む。）を明確にすること

・　委託先において講ずべき安全管理措置の内容

イ　委託先の秘密の保持に関する事項

ウ　委託された個人データの再委託に関する事項

（例）

・　再委託の可否及び再委託を行うに当たっての委託元への文書による事前報告又は承認

エ　契約終了時の個人データの返却等に関する事項

オ　契約内容が遵守されなかった場合の措置

（例）

・　安全管理に関する事項が遵守されずに個人データが漏えいした場合の損害賠償に関する事項

（4）委託先における委託された個人データの取扱状況を把握するためには、定期的に監査を行う等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を調査した上で、個人情報保護管理者等が、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。

委託先が再委託を行おうとする場合は、委託元は委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先に事前報告又は承認手続きを求める、直接又は委託先を通じて定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと、再委託先が法第20条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様とする。

（5）法務省関係事業者は、このガイドライン等を踏まえ、その事業活動の特性、規模及び実態を考慮し、自らの個人情報の保護に関する考え方や方針を策定・公表している場合には、その中に、消費者等、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、「委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進める」といった点を考慮した記述をできるだけ盛り込むことが望ましい。

第7　個人データの第三者提供に関する義務

1　第三者提供の制限に関する原則【法第23条第1項関係】

法務省関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

2　第三者提供の制限に関する例外【法第23条第1項関係】

次の各号のいずれかに該当する場合は、1の規定にかかわらず、個人データを第三者に提供することができる。

（1）法令に基づく場合

（例）

第4．5(1)記載の（例）参照

なお、当該法令に、第三者提供を受ける相手方についての根拠のみあって、第三者提供をする義務までは課されていない場合には、法務省関係事業者は、当該法令の趣旨に照らして第三者提供の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

（2）人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために個人データを第三者に提供する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（例）

第４．５(2)記載の（例）参照

（3）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に個人データを第三者に提供する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（例）

第４．５(3)記載の（例）参照

（4）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して法務省関係事業者が協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときに、個人データを第三者に提供する場合

（例）

第４．５(4)記載の（例）参照

なお、法務省関係事業者は、任意の求めの趣旨に照らして第三者提供の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

3　いわゆる「オプトアウト」【法第23条第２項・第３項関係】

法務省関係事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、１及び２の規定（法第23条第１項）にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

（1）第三者への提供を利用目的とすること。

（2）第三者に提供される個人データの項目

（例）

・　氏名、住所、電話番号

・　氏名、商品購入履歴

（3）第三者への提供の手段又は方法

（例）

・　書籍として出版

・　インターネットに掲載

（4）本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

ただし、法務省関係事業者がこの規定による第三者提供を行っている場合であって、(2)又

は(3)の規定に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

（いわゆる「オプトアウト」の例）

・　住宅地図業者（表札を調べて住宅地図を作成・販売等）やデータベース事業者（名簿の作成・販売等）が、あらかじめ(1)から(4)の規定に掲げる事項を自社のホームページに常時掲載（第２.９の規定参照）し、本人からの停止の求めを受け付けられる状態にしてから、販売等する場合

4　「第三者」に該当しないもの【法第23条第４項・第５項関係】

次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は「第三者」に該当しないものとし、１から３までの規定（法第23条第１項から第３項まで）にかかわらず、法務省関係事業者は当該個人データを提供することができる。

（１）個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

（２）合併、分社化、営業譲渡等による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

（３）個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、次に掲げる事項について、当該共同利用をする前にあらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

ア　共同利用をする旨

イ　共同して利用される個人データの項目

ウ　共同して利用する者の範囲

エ　利用する者の利用目的

オ　開示等の求め及び苦情を受け付け、その処理に尽力するとともに、個人データの内容等について、開示、訂正、利用停止等の権限を有し、個人データの安全管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する事業者の氏名又は名称

ただし、イ又はウの規定に掲げる事項を変更する場合（第7．1の規定参照）は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

また、エ又はオの規定に掲げる事項を変更する場合（第4．2(1)の規定参照）は、変更する内容について、変更前にあらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

第８　保有個人データの開示等に関する義務

1　保有個人データに関する事項の公表等【法第24条関係】

（１）法務省関係事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

ア　当該法務省関係事業者の氏名又は名称

イ　すべての保有個人データの利用目的（第５．４(1)から(3)までの規定（法第18条第４項第１

号から第３号まで）に該当する場合を除く。）

ウ　保有個人データに関する本人からの次に掲げる求めに応じる手続（７の規定（法第30条第２項）により手数料を定めたときは、その手数料の額を含む。）

（ア）利用目的の通知の求め（(2)の規定（法第24条第２項）参照）

（イ）開示の求め（２(1)の規定（法第25条第１項）参照）

（ウ）内容の訂正、追加又は削除の求め（３(1)の規定（法第26条第１項）参照）

（エ）利用の停止又は消去の求め（４(1)の規定（法第27条第１項）参照）

（オ）第三者提供の停止の求め（４(2)の規定（法第27条第２項）参照）

エ　当該法務省関係事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情を受け付ける担当窓口名・係名、郵送用住所、受付電話番号その他の苦情申出先

オ　当該法務省関係事業者が認定個人情報保護団体（法第37条第１項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）の対象事業者である場合には、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

（２）法務省関係事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。なお、利用目的を通知しない旨の決定をしたときも、本人に対し、遅滞なく、当該決定をした旨を通知しなければ ならない。

ア　(1)の規定（法第24条第１項）により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

イ　第５．４(1)から(3)までの規定（法第18条第４項第１号から第３号まで）に該当する場合

２　保有個人データの開示【法第25条関係】

（１）法務省関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができるが、開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

ア　保有個人データを開示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

（例）

・　医療機関等が患者の病名等を開示することで患者本人の心身状況を悪化させるおそれがある場合

イ　保有個人データを開示することにより、当該法務省関係事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

（例）

・　企業秘密が明らかになるおそれがある場合

ウ　保有個人データを開示することが他の法令に違反することとなる場合

（例）

・　刑法第134条（秘密漏示罪）や電気通信事業法第４条（通信の秘密の保護）に違反することとなる場合

（２）他の法令の規定により、本人が識別される保有個人データの全部又は一部を、当該本人に対し(1)の規定の本文（法第25条第１項本文）に定める方法に相当する方法で開示することとなる場合には、(1)の規定（法第25条第１項）は、適用しない。

（例）

・　タクシー業務適正化特別措置法第19条に規定する登録実施機関が、同法第12条及び第19条の規定に基づき、登録運転者に係る原簿の謄本の交付又は閲覧を行う場合

（３）法務省関係事業者は、このガイドライン等を踏まえ、その事業活動の特性、規模及び実態を考慮し、自らの個人情報の保護に関する考え方や方針を策定・公表している場合には、その中に、消費者等、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、「個人情報の取得元又はその取得方法（取得源の種類等）を、可能な限り具体的に明記する」といった点を考慮した記述をできるだけ盛り込み、本人からの求めに一層対応していくことが望ましい。

３　保有個人データの訂正等【法第26条関係】

（１）法務省関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

（２）法務省関係事業者は、(1)の規定（法第26条第１項）に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等の内容を含む。）を通知しなければならない。また、利用目的から見て訂正等が必要でない場合や、本人からの誤りである旨の指摘が正しくない場合には、訂正等に応じる必要はないが、そういった場合を含め、訂正等を行わない旨の決定をしたときも、同様とする。

４　保有個人データの利用停止等【法第27条関係】

（１）法務省関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第４．３から５までの規定（法第16条）に違反して取り扱われている（同意のない目的外利用）という理由又は第５．１の規定（法第17条）に違反して取得されたものである（不正の手段による個人情報の取得）という理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。た

だし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

（２）法務省関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第７．１及び２の規定（法第23条第１項）に違反して第三者に提供されている（同意のない第三者提供等）という理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

（３）法務省関係事業者は、(1)及び(2)の規定（法第27条第１項及び第２項）に規定する求めに対し、保有個人データの全部又は一部について、その求めに応じたとき、又はその求めに応じない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（４）法務省関係事業者は、このガイドライン等を踏まえ、その事業活動の特性、規模及び実態を考慮し、自らの個人情報の保護に関する考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）を策定・公表している場合には、その中に、消費者等、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、「保有個人データについて本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じる」といった点を考慮した記述をできるだけ盛り込み、本人からの求めに一層対応していくことが望ましい。

５　理由の説明【法第28条関係】

法務省関係事業者は、保有個人データの利用目的の通知の求め（１（２）の規定（法第24条第３項）参照）、開示の求め（２(1)の規定（法第25条第２項）参照）、訂正等の求め（３(1)及び(2)の規定（法第26条第２項）参照）、利用停止等の求め又は第三者提供の停止の求め（４(1)から(3)までの規定（法第27条第３項）参照）に対し、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨又はその措置と異なる措置をとる旨を本人に通知する場合は、併せて、本人に対して、その理由を説明するよう努めなければならない。

６　開示等の求めに応じる手続【法第29条関係】

（１）法務省関係事業者は、保有個人データの利用目的の通知の求め（１(2)の規定（法第24条第２項）参照）、開示の求め（２(1)の規定（法第25条第１項）参照）、訂正等の求め（３(1)の規定（法第26条第１項）参照）、利用停止等の求め（４(1)の規定（法第27条第１項）参照）又は第三者提供の停止の求め（４(2)の規定（法第27条第２項）参照。以下これらの求めを総称して単に「開示等の求め」という。）に関し、その求めを受け付ける方法として次に掲げる事項を定めることができ、定めた場合には、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置いておかなければならない。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。

ア　開示等の求めの申出先

（例）

・　担当窓口名・係名、郵送用住所、受付電話番号、受付FAX番号

イ　開示等の求めに際して提出すべき書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）の様式その他の開示等の求めの方式

ウ　開示等の求めをする者が本人又は代理人（未成年者若しくは成年被後見人の場合はその法定代理人、又は開示等の求めをすることにつき本人が委任した者がいる場合はその受任者）であることの確認の方法

エ　保有個人データの利用目的の通知又は保有個人データの開示について手数料を徴収する場合は、その徴収方法

（２）法務省関係事業者は、本人に対し、開示等の求めに対応するため、その対象となる保有個人データの特定に必要な事項の提示を求めることができる。なお、その際、本人が容易かつ的確に開示等の求めができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便性を考慮しなければならない。

（３）法務省関係事業者は、(1)及び(2)の規定（法第29条第１項から第３項まで）に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の求めの受付方法等に応じて適切なものになるよう配慮し、例えば、本人確認のために法務省関係事業者が保有している個人データに比して必要以上に多くの情報を求めないようにするなど、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

７　手数料【法第30条関係】

法務省関係事業者は、保有個人データに関する利用目的の通知の求め（１(2)の規定（法第24条第２項）参照）又は開示の求め（２(1)の規定（法第25条第１項）参照）に応じる場合には、手数料を徴収することができる。その手数料の額を定める際には、実費を勘案して合理的と認められる範囲内でなければならない。また、手数料の額を定めた場合には、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない（１．(1)ウの規定参照）。

第９　苦情処理に関する義務【法第31条関係】

法務省関係事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

また、苦情の適切かつ迅速な処理を行うに当たり、苦情処理窓口の設置や苦情処理の手順を定める等必要な体制の整備に努めなければならない。もっとも、無理な要求にまで応じなければならないものではない。

なお、担当窓口名・係名、郵送用住所、受付電話番号その他の苦情申出先については、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない（第８．１(1)エの規定参照）。

第10　法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応

法務省関係事業者は、その取り扱う個人情報（委託を受けた者が取り扱うものを含む。）につい

て、法違反又は法違反のおそれが発覚した場合には、次の対処を実施することが望ましい。

1　事実調査、原因の究明

事実関係を調査し、法違反又は法違反のおそれが把握できた場合には、その原因究明にあたる。

2　影響範囲の特定

1の規定で把握した事実関係による影響がどれほど及ぶのか、その範囲を特定する。

3　二次被害防止策の実施

2の規定により影響範囲を特定した場合には、漏えい情報の回収等の二次被害防止策を速やかに実施する。

4　再発防止策の検討・実施

1の規定で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。

5　影響を受ける可能性のある本人への連絡等

法違反の中でも、特に個人データの安全管理（法第20条から第22条まで）について違反があった場合には、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について、速やかに、本人へ連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置くことが望ましい。

6　事実関係、再発防止策等の公表

法違反の中でも、特に個人データの安全管理（法第20条から第22条まで）について違反があった場合には、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに、公表することが望ましい。

7　主務大臣・認定個人情報保護団体への報告

法務省関係事業者は、法違反又は法違反のおそれが発覚した場合には、事実関係及び再発防止策等について、速やかに、法務大臣に報告するよう努めなければならない。また、認定個人情報保護団体に加入している場合には、当該認定個人情報保護団体に報告するよう努めなければならない。

第11　勧告、命令等についての考え方

法第34条の「勧告（同条第1項）」、「命令（同条第2項）」又は「緊急命令（同条第3項）」に関する各規定については、法務省関係事業者がこのガイドラインに沿って必要な措置を適切に講じたか否かについて判断の上、適用するものとする。すなわち、法務省関係事業者が、このガイドラインの第4．2(2)から第8．4まで及び第8．7において「～ならない（「努めなければならない」を除く。）」と記載している規定に従わなかった場合は、法第16条から第18条まで、第20条から第27条まで又は第30条第2項の規定違反と判断され得る。

規定違反と判断され、実際に「勧告」を行うこととなるのは、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときである。一方、このガイドラインにおいて「望ましい」と記載している規定に従わなかった場合は、法第16条から第18条まで、第20条から第27条まで又は第30条第2項の規定違反とされることはないが、個人情報保護の観点から法務省関係事業者においては、積極的に取り組むことが望まれる。

「命令」は、法務省関係事業者が「勧告」に従わない場合に直ちに発するものではなく、正当な

理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときに発する。

なお、「勧告」に従わなかったか否かを明確にするため、法務大臣は、「勧告」に係る措置をとるべき期間を設定して「勧告」を行う。

「緊急命令」は、法務省関係事業者が法第16条、第17条、第20条から第22条まで又は第23条第１項の規定に違反した場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときに、「勧告」することなく、直ちに発する。

なお、「命令」又は「緊急命令」に従わなかったか否かを明確にするため、法務大臣は、「命令」又は「緊急命令」に係る措置をとるべき期間を設定して「命令」又は「緊急命令」を発する。

当該期間中に措置がとられない場合は、「罰則（法第56条、第58条）」が適用される。

第12　ガイドラインの見直しについて

このガイドラインについては、社会情勢の変化、国民の意識の変化、技術動向の変化等諸環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。